外国人活用企業サポート事業委託業務 プロポーザル募集要領

令和6年2月

岐阜県 商工労働部 産業人材課

外国人活用企業サポート事業委託業務

プロポーザル募集要領

少子高齢化や若者の県外流出を背景に、本県の労働力人口は減少傾向にあり、人手不足が深刻化しています。また、このような状況は、東京圏以外の地方で同時に発生しており、都市部と地方間での人材獲得競争も激化しているため、本県を「働き手に選ばれる地域」にしていく取組みが非常に重要になっています。

こうしたなか、本県の外国人労働者数は、2022 年 10 月末現在 36, 192 人(岐阜労働局「外国人雇用状況」届出状況)で過去最高を更新し、雇用事業所数も 4,499 か所と 8 年連続で過去最高を更新しており、今後も増加が見込まれるなど、重要な労働力になっています。

まず、在留資格「技術・人文知識・国際」などの高度人材については、県内での活躍の場面はまだ大きいとはいえませんが、外国人観光客の誘客・対応や、製造技術のリーダーなど、着実に活躍の場を広げてきています。

また、在留資格「技能実習」や「特定技能」などの外国人技能者は、すでに県内各地で活躍の場を広げており、本県の産業界にとって無くてはならない存在になっています。これらの在留資格については、今後大幅な制度改正により、労働環境や人材育成の枠組みの再構築が国において図られているところですが、その一方で、転籍要件の緩和に伴う都市部への人材流出リスクの増大が論点になっています。

現在は増加傾向にある本県の外国人労働者ですが、国際間または地域間の人材獲得競争が激化しているなか、今後は一層の処遇改善や生活環境の向上を図るなど、「外国人材に選ばれ定着してもらえる県」にしていくための取組みがますます重要になっています。

そのため県では、深刻な人手不足のなか、県内企業が、高度人材から技能者まで様々な職能の外国人材を確保・活用していけるよう、企業が抱える課題の解決に向けて伴走支援するとともに、企業と外国人材のマッチング等を行うなど、県内企業による外国人材確保・定着の取組みを支援することを目的とした各種施策を講じることとしました。

本事業は、民間企業、その他法人又は法人以外の団体等のノウハウを生かして実施するものとし、ついては、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集します。

※留意事項

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和6年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立すること」を前提に事業化される停止条件付き事業です。

なお、効力が発生しないことにより、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜県においては、その損害について一切責任を負いません。

そのため、上記2つの条件が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。 また、今後の予算協議の状況に応じ、予算が減額された場合は、決定した予算の範囲内で事業が実施できるよう、 提案内容を調整して仕様を確定することとなります。

第1 募集の内容

1 委託業務名

外国人活用企業サポート事業委託業務

2 委託業務内容

別添仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託費の上限

22,232,777円(消費税及び地方消費税を含む。) ※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することで、企業と外国人材との相互理解を深め、企業における外国人材の確保を行うことができる法人その他団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等で構成される団体(以下「共同体」という。)とします。

また、下記①~⑪の全てを満たすことを参加の要件とします。ただし、共同体にあっては、代表構成員が①を、構成員の少なくとも1者が⑪を、代表構成員を含む全ての構成員が②~⑩の全てを満たすことを参加の要件とします。

- ① 日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ プロポーザル評価会議開催日に、岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に搭載されている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年 を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (同 法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が 別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の 規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。)が なされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始 の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - ウ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始 決定がされている者 (同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破 産事件に係るものを含む。)
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議開催日までの期間中に受けていないこと
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格 停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議開催日までの期間中に受け ていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 県税等の公租公課について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がないこと。
- ① 過去3年以内に、国(国立大学法人を含む)、都道府県または市町村が発注する、就職支援に関する事業を受託した実績があること。

2 企画提案書等の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について(様式1)(様式2)に沿って作成してください。なお、使用する言語を日本語、通貨単位を日本円とし、日本工業規格A4縦型(提案書添付資料としてA3版使用可)で提出してください。

(様式1)企画提案書

(1) 事業の実施計画

- ①本事業に貢献できる内容や強み
 - ・県の政策目的の達成に向け貢献できる内容や強み(専門性・得意分野・ノウハウなど)
- ②企業向け外国人材活用相談・コンサルティングの実施
 - ・どのような相談に対応できるか、相談体制(受付・相談の可能時間、コンサルティング対応可能時間等)、相談手法・回数(巡回相談、出張相談等)、当相談事業のPR方法等
- ③外国人材活用相談員・外国人活用コンサルタントの配置
 - ・どのようなスキルを持つ人材を外国人材活用相談員・外国人活用コンサルタントとして何名配置できるか
- ④事例発表会の企画・実施
 - 発表会の企画内容(ねらいが分かるタイトル案、定員、構成等)、集客方法等
- ⑤企業向けイベントの企画・実施
 - ・イベントの企画内容(ねらい、ねらいが分かるタイトル案、定員、構成、講師等)、開催数、開催 地、開催時期、集客方法等
- ⑥留学生向けイベントの企画・実施
 - ・イベントの企画内容(ねらい、ねらいが分かるタイトル案、定員、構成、講師等)、開催数、開催 地、開催時期、集客方法等
- ⑦育成就労・特定技能人材向けイベントの企画・実施
 - ・イベントの企画内容(ねらい、ねらいが分かるタイトル案、定員、構成、講師等)、開催数、開催 地、開催時期、集客方法等
- ⑧外国人材活用にかかる普及啓発の実施
 - ・普及啓発の方法、雇用未経験の県内企業に関心を持っていただくための開拓手法
- ⑨独自提案
 - ・上記①~⑧に含まれない部分で、委託費の範囲内において効果的な独自企画の内容
 - ・本提案とした理由

(2)全体の事業計画

- ・事業全体のスケジュールを記載してください。
- ※表形式で作成し、仕様書の「委託業務の内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程を明示してください。
- ※就職情報サイトを活用した広報等で、原稿提出時期、校了時期等が定まっている場合は、記載してください。

(3) 事業の実施体制

- ・業務にあたる運営スタッフの人員体制、実施責任者及び業務担当者の業務実績や経験、能力等を具体的に記載してください。
- ・岐阜県総合人材チャレンジセンター (ジンチャレ!) 及び岐阜県中小企業総合人材確保センター (ジンサポ! ぎふ) との連携について、情報共有の方法、頻度について具体的に記載してください。

(4)提案者の経験・能力等

- ① 経営基盤(直近3事業年度の経営成績及び財政状態)
- ② 本事業に類する事業の実施実績(実績がある場合に記入)
 - ※事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性(過去の類似事業実績、スタッフの実績等)があれば記載してください。
- ③ 社会的課題への取組み

(様式2) 見積書

- ※企画提案書で提案した内容は、すべて見積書に反映してください。
- ※行は実情に応じて追加・削除してください。
- ※列幅は実情に応じて調整してください。
- ※当該様式に沿ったものであれば、エクセル等を用いて作成しても構いません。
- ※通貨単位を日本円としてください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 募集要領等の公表・配布	令和6年2月7日(水)~令和6年3月1日(金)					
② 募集要領等に関する質問受付	令和6年2月7日(水)~令和6年2月26日(月)					
③ プロポーザル参加申込受付	令和6年2月7日(水)~令和6年3月1日(金)					
④ 企画提案書の受付	令和6年2月7日(水)~令和6年3月6日(水)					
⑤ プロポーザル評価会議	令和6年3月下旬(予定)					
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年3月下旬(予定)					
N. (2) 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1						

[※]配布及び受付日は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2)募集要領等の配布

- ① 配布時間 8時30分~17時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ② 配布場所 募集要領等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

「トップ/県政情報/入札公売/公募型プロポーザル」

(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1)

※紙媒体での配布を希望の場合は、以下までお越しください。

岐阜県 商工労働部 産業人材課 外国人雇用対策係

(〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1 岐阜県庁 10 階)

※県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課(産業人材課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

(3) 募集要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別添1)を電子メール (Microsoft Word のファイル形式で作成した質問文を添付してください。) または FAX にて提出してください。

質問書受付期間は、**令和6年2月26日(月)17時15分まで**です。期間を過ぎたものは、受け付けません。

② 回答方法

質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。ただし、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除きます。

(4) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和6年2月7日(水)~令和6年3月1日(金)

8時30分~17時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- ② 提出方法
 - ・ <u>令和6年3月1日(金)17時15分まで</u>に持参又は郵送により、岐阜県商工労働部産業人材課に提出してください。
 - ・持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の17時15分までに岐阜県商工労働部産業人材課に到着したものを有効とします。
 - ・郵送の場合、必ず郵送物の追跡ができる「簡易書留」などとしてください。
 - ・電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。
- ③ 提出書類

- ア 参加申込書・・・・・・・(別添2)
- イ 「第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件」が確認できる書類」(ただし、②から⑨までについては「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に搭載されている場合は、省略することができます。)
- ウ 共同体構成員届出書・・・・・・・(別添3) ※共同体の場合のみ
- エ 共同体協定書の写し・・・・・・(別添4)※共同体の場合のみ
- オ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・(別添5) ※共同体の場合のみ ※ウ~オは、共同体の構成員毎に提出してください
- ④ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の提出

① 提案書受付期間

令和6年2月7日(水)~令和6年3月6日(水) 8時30分~17時15分(十曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- ② 提案方法
 - ・ <u>令和6年3月6日(水)17時15分まで</u>に持参又は郵送により、岐阜県商工労働部産業人材課に提出してください。
 - ・持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の17時15分までに岐阜県商工労働部産業人材課に到着したものを有効とします。
 - ・郵送の場合、必ず郵送物の追跡ができる「簡易書留」などとしてください。
 - ・電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。
- ③ 提出書類
 - ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・(様式1)

※別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

- イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・(様式2)
- ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・(様式3)
 - ※以下2点を合わせて提出してください。
 - ・履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
 - ・直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社 が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社におい ては、個別又は連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出してくだ さい。)
 - ※共同体として応募する場合、法人等概要書(様式3)及び「直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの」は、構成員毎に提出してください。
- オ 誓約書・・・・・・・・・・・・・(様式4)
- ④ 提出部数

9部 (原本1部、副本8部)

※副本8部のうち、4部は、企画提案書(様式1)及び見積書(様式2)で結構です。

⑤ その他

県が必要と認める場合は、プロポーザル評価会議開催に必要な資料の提出を追加で求める場合がありますので、予めご了承ください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類を提出した場合
- イ 本事業評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- エ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- オ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- カ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- キ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ク 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
- ケ その他選定結果や評価の公平性に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、提案書を複数提出することができません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。

(7) その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託 業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを 行い、対応窓口になることとしてください。
- エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日の正午までに、 辞退届(様式自由)を産業人材課に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず郵送物の追跡ができる「簡易書留」などとしてください。

(7) 見積書作成に際しての注意事項

- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ・見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額(消費税相当額)を加算した額を見積書に記載してください。
- ・一般管理費については、事業費の10%以内としてください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「外国人活用企業サポート事業」委託業務プロポーザル評価会議が行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時

令和6年3月下旬(予定)

※開催日時は、後日プロポーザル評価会議参加者に個別に通知します。

(2) 開催場所

岐阜県庁(岐阜市薮田南2丁目1番1号)または岐阜県シンクタンク庁舎(岐阜市薮田南5-14-12) (予定)

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 30分間以内 その後、構成員からの質疑 10分間程度

(4) 注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・参加人数は3名までとしてください。共同体の場合も、1共同体あたり3名までとします。 なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用するものとし、当日新たに資料を配布することはできません。また、当日は、パソコン、プロジェクター等の機材を用いてプレゼンすることはできません。
- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としません。

3 評価項目及び評価内容

別表1のとおり

4 契約交渉の相手方の選定

(1) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

県が別に定める「外国人活用企業サポート事業」委託業務プロポーザル評価要領に基づき、評価 会議において次のとおり選定します。

- ア 各構成員は、提案者から提出された企画提案書の内容について、別表1の評価基準に基づき、 評価票に点数をつけます。
- イ 各構成員が付けた評価基準点を提案者ごとに合計し、その合計点が高い順に順位を付けます。
- ウ イの順位に応じて、提案者に順位点を付けます。順位点は、1位には提案者数と同一の点数、 2位以下には順に1点ずつ減じた点数を付与します。

なお、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

- エ ウで付与された順位点を提案者ごとに集計し、順位点の合計点数を比較し、<u>順位点の合計点</u> 数が最も高い者(以下「最高得点者」という。)を最優秀提案者として審議のうえ決定します。
- オ 優秀提案者の決定に当たっては、アの各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

(2) 複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

複数の最高得点者が生じた場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。なお、提案金額が同額である者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を決定します。

(3) 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価を実施し、評価の結果が最低基準点を満たすときは当該 提案者を最優秀提案者とします。

なお、最低基準点に満たない場合、または提案者がない場合は、該当者なしとします。

(4) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、最優秀提案者(契約交渉の相手方)が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称
- ③ 全提案者の評価点及び順位点(得点順)(価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません)
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員の氏名

⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約の締結

1 仕様書の協議

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者(基準点を満たした者に限る)と協議を行うこととします。

※ 今後の予算協議、県議会において、予算が減額された場合は、決定した予算の範囲内で事業が実施できるよう、提案内容を調整して仕様を確定することとなりますので、ご了承願います。

2 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、県より電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの意向確認を 行います。なお、電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約同意書 兼メールアドレス確認書」を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岐阜県個人情報取扱事務基準(平成11年3月5日付総第398号)に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取り扱いに十分留意すること。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益にために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消し、解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者がいる場合、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を取消し、解除できるものとします。

なお、委託期間終了もしくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際に、受託者は、

円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議開催日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、原則として契約を解除します。

第8 問合せ及び書類等の提出先

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号(県庁10階) 岐阜県 商工労働部 産業人材課 外国人雇用対策係

TEL 058-272-1111 (内線3682)

FAX 058-278-2676

電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp

- (注意1) 郵送、FAX 又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- (注意 2) メール送信の際は、件名に「外国人活用企業サポート事業委託業務」と記した上で、内容を 簡潔に明記してください。

「外国人活用企業サポート事業」委託業務プロポーザル評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【評価点】(151点)=【①提案内容の有効性及び実現可能性】(135点)

+【②事業を適正かつ確実に実施する能力】(16点)

2 採点について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する(151点満点)。

① 提案内容の有効性及び実現可能性

提	評価項目 評価基準		評価基準点						
案番号		非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る			
1	本事業に貢献できる 内容や強みについ て	・県の政策目的達成に向け貢献できる内容が具体的かつ適切に提案されており、当事業に十分生かせることが期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点		
2	企業向け相談対応 及びコンサルティン グについて	・企業への外国人材確保・活用・定着に関する相談支援について、その相談体制が具体的かつ適切で、効果が十分に見込めるものか。 ・企業へのコンサルティング支援について、その相談体制が具体的かつ適切で、効果が十分に見込めるものか。 ・事業内容が対象者に効果的に伝わり、利用が促進されるようPR方法が工夫されているか。	20点	16点	12点	8点	4点		
3	外国人材活用相談 員・外国人活用コン サルタントについて	・外国人材活用相談員、外国人活用コンサルタントについて、そのスキル及び配置が企業向け相談対応及びコンサルティングを実施するうえで適切であり、効果が十分に見込めるものか。	10点	8点	6点	4点	2点		
4	事例発表会について	・県内企業向け相談の成果を広く他へ波及させるための工夫がされているか。・企業への周知や募集の方法は、実現性があり、集客が期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点		
5	企業向けイベントに ついて	・イベントの内容は、企業のニーズと合致しており、事業の目的を達成するのに適切なものとなっているか。・企業への周知や募集の方法は、実現性があり、集客が期待できるか。	15点	12点	9点	6点	3点		
6	留学生向けイベント について	・イベントの内容は、留学生のニーズと合致しており、事業の目的を達成するのに適切なものとなっているか。 ・留学生への周知や募集の方法は、実現性があり、集客が期待できるか。	20点	16点	12点	8点	4点		
7	育成就労・特定技 能人材向けイベント について	・イベントの内容は、外国人材のニーズと合致しており、事業の目的を達成するのに適切なものとなっているか。・外国人材への周知や募集の方法は、実現性があり、集客が期待できるか。	15点	12点	9点	6点	3点		
8	外国人材活用にか かる普及啓発につ いて	・普及啓発の方法は具体的かつ適切で、効果が十分に見込めるものか。 ・雇用未経験の県内企業に関心を持ってもらうための工夫がされているか。	15点	12点	9点	6点	3点		
9	独自提案について	・県内企業による外国人材の確保・定着の促進につながる効果的な企画提案がなされているか。	10点	8点	6点	4点	2点		
10	実施体制	・事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、必要となる専門知識を有する者を配置し、業務遂行能力の高い事業者であるか。	10点	8点	6点	4点	2点		
	小 計			135点満点					

② 事業を適正かつ確実に実施する能力 ※事務局が事前に点数を入れます。

			評価基準点					
評価項目		評価基準		優秀	普通	やや 劣る	劣る	
1	経営基盤 業務実績	・提案者の経営基盤が安定しており、本事業に類する事業の実施実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かせることが期待できるか。	5点	4点	3点	2点	1点	
2	見積内容	・事業費の積算は、必要な人材を活用し、魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点	
3	社会的課題 への取組み	・「仕事と家庭の両立支援」(2点)「障がい者雇用」(2点)「若者の採用・育成」(1点)に 積極的に取り組んでいるか。 ・ぎふSDGs推進パートナー登録制度に登録されているか。(1点)	最大6点					
	小計		16点満点					